

Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブ規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条

この会は、Vamos 福島ホワイトリバーフットボールクラブと称する。
<以下ホワイトリバーFCと略す>

(事務局)

第2条

ホワイトリバーFCの事務局は、VAMOS 福島スポーツクラブ事務所所在地<福島県白河市五番町川原95-1 酒巻コーポ内C-5号>におく。

(母団体)

第3条

ホワイトリバーFCは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブ(総合型スポーツクラブ)が管理統括する。所在地は同じ。

第2章 組織

(組織)

第4条

ホワイトリバーFCは、代表者・指導者・各クラス選手・全保護者が一体となって組織を運営していく地域に根ざした少年・少女サッカークラブである。

第3章 目的及び活動内容

(目的)

第5条

ホワイトリバーFCは、サッカーというスポーツを通して、地域の少年・少女の健全育成を主たる目的として活動する。と同時に、地域住民の生涯スポーツの一翼を担う。サッカーの技術の向上とクラブ員相互(選手・保護者)の親睦を図ることを目的とする。

第6条

ホワイトリバーFCは、第5条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 数多くのクラブ主催大会の開催並びに他団体主催の各種大会への積極的な参加。
(2) 地域の自治体及び各種団体と協力して少年・少女の健全育成に有効な活動を積極的に行う。
(3) サッカーを媒体にして、広範囲にわたっての交流を行う。
(4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 会計

(資産)

第7条

ホワイトリバーFCの資産は、次の通りとする。
(1) クラブの入会金及び継続費 (2) 月会費
(3) 資産調達活動利益費(企業寄付など) (4) VAMOS 福島スポーツクラブ運営資金
(5) その他

(収支決算)

第8条

ホワイトリバーFCの収支決算は、毎月会計担当者が決算し代表の監査を受ける。会員各位に収支決算を提示することはない。(令和元年度以降、代表遠藤がこの作業を行うためこの項目は適用しない)

第5章 運営

(運営)

第9条

このクラブの運営は、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長(クラブ代表)並びに会長(クラブ代表)が任命したスクール部の指導者他が運営する。
尚、上記の会長(クラブ代表)及び指導者他を併せて当クラブスタッフと呼ぶ。

<スタッフ役職並びに氏名>

【クラブ代表者】 遠藤 淳
【指導者】 遠藤 淳・遠藤 海・遠藤 走・遠藤 優
【アドバイザー】 遠藤 純
【平日送迎担当】 遠藤 淳・遠藤 海・遠藤 走
【大会時他送迎担当】 遠藤 淳・遠藤 海・遠藤 走

(上記スタッフは、母団体であるVAMOS 福島スポーツクラブの会長<遠藤淳>・副会長<遠藤優>スクール部理事<遠藤 走・遠藤 海・遠藤 純・遠藤恵美子>監査<遠藤陽子>を兼務する。)

第6章 会議

(会議の種類)

第10条

ホワイトリバーFCの会議は、定例のスタッフ会を以て会議とする。

(臨時保護者会)

第11条

クラブのイベント(大会主催他)などに際し、代表から保護者に対して協力要請があった場合、文書又はメール又はクラブホームページにより指定された日時で会を行う。

第7章 入会資格

(入会資格)

- 第12条 (1) サッカーが大好きな少年少女(小学1年生～中学3年生まで)なら誰でも入会できる。国籍及び性別は問わない。☆未就学児で入会希望の場合は要相談
(2) 第12条(1)の条件を満たし、更に、保護者の方が我がクラブの活動方針に賛同し、クラブの活動に積極的に参加出来るご子息で(1)の条件に適している者なら誰でも入会できる。

(入会手続き)

- 第13条 (1) 入会申込書に必要事項を記入し提出する。その際保護者の捺印がな場合には受理されない。
(2) 入会金・登録費を納入する。
以上の2点が完了した段階で、ホワイトリバーFCの一員となる。

(退会手続き)

- 第14条 ホワイトリバーFCを退会する場合には、口頭で直接代表に申し出て、その旨を受理された段階で退団とする。その際、以下のものは、如何なる理由があろうとも返却しない。
(1) 入会金(継続費) (2) 月会費<当月に納めたもの>
(3) クラブの練習用具他

(強制退会)

- 第15条 ホワイトリバーFCの名誉を傷つける言動や行動があった場合、並びにクラブ内の風紀を乱すような言動や行動があった場合、クラブ代表の権限で強制的にクラブを退会させる処置を講じる。尚、その際、第14条の(1)～(3)は返却しない。

第8章 継続手続き

(継続手続き)

- 第16条 我がクラブの主旨に賛同し、次年度も継続してご子息をクラブに所属し活動させたい場合には、以下の手続きを踏むこと。
(1) 継続申込書の作成・提出
(2) 継続費・登録費の納入

- 第17条 何らかの理由で途中退会し再び入会する場合には、継続者扱いはされず新規入会者と同じ扱いを受ける。

第9章 本規約の変更

- 第18条 この規約は、スタッフの決議で変更される。

第10章 その他

(平日のトレーニング送迎)

- 第19条 平日のトレーニング時の送迎は、原則として各家庭で責任を持って行うが申し出があればクラブ車及びスタッフ車で送迎も行う。ただし、その際は申し込む段階で「送迎利用承諾書」に署名捺印し、提出した方のみ利用することができる。
☆「送迎利用承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(試合送迎)

- 第20条 試合(遠征・大会参加)などの送迎は原則としてクラブバス又はクラブ車及びスタッフ車及びレンタカーバス(市町村所有借用バス含)を使用する。ただし、集合・解散場所までの送迎は、各家庭で責任を持って行う。(都合によりクラブバスもクラブ車も使用できない場合等各家庭に送迎を依頼することもある。)
☆クラブバスバス及びクラブ車及びスタッフ車及びレンタカーバス(市町村所有借用バス含)を利用する際には、事前に「試合(大会他参加承諾書)」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印して頂く。
☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(大会参加及び遠征試合)

- 第21条 大会及び遠征試合などに参加する場合には、事前に「試合(大会他)参加承諾書」を配布し各保護者の方々に必要事項を記入し捺印して頂く。
☆クラブバス及びクラブ車及びスタッフ車及びレンタカーバス(市町村所有借用バス含)を利用する際には、第20条に記載済み。
☆「試合(大会他)参加承諾書」に署名・捺印することにより、送迎の際並びに宿泊期間中他に不慮の事故が起きた場合、損害賠償などのいかなる訴訟も起こさないことを確約する。

(入会の際の購入物)

- 第22条 入会の際に、購入する物は以下の通りである。
①トレーニング着 青・白色各1式 ②サッカーバッグ ③トレーニングウェア3点セット
<ステップ・ジャンプクラスのみ> ④ウィンドブレーカー上下

第11章 補助

- 第23条 本規約は、2008年4月1日から実施される。
2026年4月1日一部改定。